様式第7（第6条関係）

表

第　　号

石油需給適正化法第16条第1項の規定による

立　入　検　査　証

写　　真	職名及び氏名 （押出しスタンプ割印） 年　月　日生 年　月　日交付 経済産業大臣　　印

裏

石油需給適正化法（抄）

第16条　経済産業大臣は、第6条、第9条及び第10条の規定の施行に必要な限度において、石油精製業者、石油輸入業者若しくは石油販売業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第22条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二　第16条第1項から第3項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。